

法務ページ

2025.10
Vol.210

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで
せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

涼しくなりかけですので、
体調に気をつけて
食欲の秋を満喫しよう！



徒然なるままに Vol.154

世界陸上



こんにちは、先日、緊張感が多い仕事をして汗をびっしょりかいたので、3キロくらい体重が減っているわ、と思ったら全然変わっていなかった社労士の妹尾です。ただ、汗をかいただけなのでしょうね。(＞_＜)

「汗」といえば、先日、世界陸上が東京で開催され汗と涙のドラマがありました。一応、私も陸上競技経験者なので、時間があるときはテレビ観戦しました。

今回、驚いたのがリレーの予選のやり直しがあったこと。妨害行為があったという選手側の主張を汲んでの救済再レースがありました。勝ちたい気持ちはわかりますが妨害はいけません。それでも、競技が終わったあと、お互いを称え合う姿は、陸上競技が孤独な競技であるが故に、どの競技どの試合であっても微笑ましいシーンであったと思います。

(妹尾 悟)

竹



こんにちは、スタッフの筒井です。
世にも奇妙なことが起こったと思いました。
見た瞬間、一体何が起こったのか分からないくらい驚きました。

春分の日のお彼岸にお墓参りをした時には、いつものように何もなかった場所に、お盆にお墓参りに行ったら、竹が、竹の木が一本、8メートル位の高さまで伸びて生えていたのです。笑ってしまいましたが、下の方はまさにタケノコから伸びたような皮があり、惜しいことをしたなとも思いました。

竹は、英語で「bamboo」と言い、一日に1メートルも成長する種類もあるそうで、世界で最も成長が速い植物の一つとされているということを今回知ることが出来ました。びっくり！！

(筒井浩美)

知っ得！ 人事労務トピックス

●「カスハラ対策」の義務化、難しい実務対応

令和7年の通常国会において、労務への影響が大きい法改正がいくつか行われました。

そのうち、今月は「カスハラ」について取り上げます。カスハラとは、「顧客等が行うことで、社会通念上相当な範囲を超えた言動であり、労働者の就業環境が害されるもの」と定義されています。

企業は顧客と自社の間で社員をカスハラから守る措置を講ずることが義務付けられます。

考えられる企業側の実務対応

従業員がカスハラを受けないようにする

カスハラ被害にあった場合にどう対処するか

自社の従業員が他社の従業員にカスハラを行わないようにする

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

コーヒー



こんにちは、スタッフの川合です。

朝夕の風に秋の気配を感じるようになりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。

先日、井原地域勤労者互助会さま主催のコーヒーセミナーに参加してきました。

スターバックスの方が講師としていらして下さって、コーヒーの味わい方や楽しみ方をご説明していただきました。コーヒーの飲み方やコーヒーとフードのペアリングなどを体験しました。フードとコーヒーと一緒に味わうことで、味わったことのないコーヒーの美味しさに気付けることが出来ました。

普段ミルクをたっぷり入れたカフェオレやカフェラテを飲んでいたので、コーヒー本来の美味しさに気付けるようになって人生が豊かになった気がしました。

今年の秋はコーヒーを楽しむ優雅な秋にしたいと感じています。

(川合千愛輝)